

がんばってまーす

関係部署との連携を大切に



群馬県前橋市環境部環境森林課環境保全係技師

もみやま たかゆき
稲山 堯之

前橋市は群馬県の中央部よりやや南、東京から北西約100kmの地点にあります。市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、市内での標高の最高地点は1,823m、最低地点は64mで、北南にかけてゆるやかな傾斜地をなしています。市の中央部から南部にかけて関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で利根川が南流し、両側に市街地が開けています。

本市の人口は、明治25年市制施行当時は31,967人でしたが、その後の町村合併等により市域も拡大し、令和2年3月末現在では335,360人、世帯数は150,328世帯となっています。

本市は北・西部を赤城山や榛名山、さらに上信越の県境の山々に囲まれ、年間降水量は比較的少なく内陸性の気候を帯びています。年間の平均気温は14度～15度ですが、気温の差が大きいため四季の変化に富んでいます。夏季は、関東平野の南東風の流入で気温は高く、しばしば激しい雷がおこります。また、冬季は、晴天が多く北西の乾燥した強い季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれています。

これらの立地や利根川水系の恵まれた水利を活用して、古くから米麦の栽培や養蚕が盛んです。現在は、梨やイチゴ、きゅうりなどの他、周辺町村の合併も影響し畜産業が盛んで、特に肉豚は市町村単位の畜産販売農家数で全国2位とトップレベルです。前橋市では、これらの質の高い農産物についてブランド価値を高めるため、「赤城の恵み」ブランドの認証制度や、市内の飲食店が考案した豚肉を使ったメニューの人気を争う「T-1 グランプリ」を企画し、市の

農産物を県内外にアピールしています。前橋市にお越しの際は、とてもおいしい前橋の豚肉を使ったソースかつ丼を是非お召し上がりください。



前橋名物「ソースかつ丼」
(前橋観光コンベンション協会提供)

それでは、私が所属する環境保全係について説明します。係には係長以下7名が在籍し公害苦情全般の対応をしております。相談は電話が6割ほど、窓口とメールがそれぞれ2割ほどの割合で寄せられており、最近は匿名でのメール相談が増えている傾向です。相談を受けた際の対応は2名1組で行います。原則は電話等を受け付けた職員が対応しますが、案件によってはベテランと若手職員を組み合わせるなどの調整を行います。令和元年度の苦情件数は133件であり、最も多いのは大気汚染関係の苦情で70件、次いで騒音関係が29件となっています。大気汚染の苦情相談のほとんどはいわゆる「野焼き」に関する苦情であり、騒音の苦情相談は工場・事業場からの騒音や建設現場からの騒音に関する苦情が多数を占めています。

相談が一番多い「野焼き」に関する苦情対応について御紹介します。苦情内容の多くは、苦情者の近所の家の敷地内や畑での野焼きによって、煙やにおいに困っているというものです。苦情者からの連絡を受けた際、まず現地に向かい状況の確認を行います。現地で焼却行為を視認でき行為者が特定できた場合は行為者との接触を図ります。

ほとんどの事例では、大気汚染防止法や悪臭防止法では対応できない内容であるため、苦情があったことを伝え、焼却を早めに終わらせることや風向き等に気を付けるなどをお願いする形で対応しています。それでもやめる気配がない場合や、規模が大きく周辺への影響が大きいと判断した場合は、廃棄物処理法を管轄する廃棄物部署と連携し、より強い指導を行うようにしています。

これは実際に私に対応した事例ですが、近くで黒い煙を出して野焼きをしているので指導してほしいとの連絡があり、現場に向かいました。現場は個人が所有する畑で、肥料が入っていたビニール袋や耕作道具が散乱していました。行為者はそれらのごみをドラム缶を用いて燃やしており、プラスチック類を燃やしていたため黒い煙が出ていました。行為者がいたため事情を聞き、焼却をやめるよう求めると、行為者は聞く耳を持たず、野焼きに関する注意喚起のチラシを渡してもそれをドラム缶に入れるなど、行為をやめる気配がなかったため廃棄物部署に応援を要請しました。合流後改めて行為者と接触し粘り強くやり取りを行ったところ、ドラム缶への投入をやめ、散らかったごみをごみ袋に入れまとめようになりました。これ以降、本係と廃棄物部署で度々現場のパトロールを行いましたが、畑は整理され、ドラム缶も片づけられ焼却行為は行われなくなりました。

このように本係職員だけではなかなか手に負えない事例についても、別の法令を管轄する関係部署と連携することによって解決につながら

れたケースは度々あります。廃棄物部署だけでなく、事例によっては農政部署や消防局などとも連携して対処して行くこともあります。また野焼きだけではなく、悪臭関係の苦情に対しては農政部署、騒音関係の苦情については建築指導部署など他の公害苦情についても横の連携をとって解決に向かうよう行動しています。

ところで、皆さまの自治体では、昨今の新型コロナウイルスの影響によって公害苦情について変化はありますでしょうか。前橋市では令和2年度は、9月末の段階で、対応している苦情相談が100件を超えており、私が配属された平成30年4月以降と比べて、相談件数が格段に多くなっていると感じています。内容も騒音や悪臭等の感覚的な苦情の割合が増えています。在宅勤務の増加などの生活環境の変化により、家にいる時間が増えたことで自宅周辺の環境公害に気づきやすくなっていることが要因かと考えられます。実際に、いつもであれば会社にいる時間帯に家で仕事をしているので、近所の工場で稼働している機械がうるさく、仕事に集中できないといった内容の苦情も寄せられています。

今後も生活環境の変化は継続してくものと思われれます。それに伴う苦情対応の変化にも、課内や関係部署との連携やコミュニケーションを大事にして、対応していきたいと考えています。



おおぬま
大沼と赤城山

(前橋観光コンベンション協会提供)